担当部署: まちづくり振興課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	姥ケ懐民話の里条例 第11条
例 規 番 号	平成17年条例第22号

## 【基準】

第11条及び準用する村田町都市公園条例第10条の規定による。

(使用料

第11条 第5条及び第10条の規定により許可を受けた者の使用料は、村田町都市公園条例(平成7年村田町条例第3号)第10条から第12条までの規定を準用する。

(使用料)

- 第10条 法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を 受けた者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。
- 2 有料公園施設を利用する者は、別表第4に掲げる額の使用料を納付しなければならない。
- 3 前2項の使用料は、町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、規則で定める使用料については、町長が別に定める方法により納入しなければならない。

備考

設定年月日 令和3年4月2日 最	<b>長終変更年月日</b> 年 月 日
------------------	----------------------